

福井県報

第 36 号
令和元年
9月6日(金)
火・金曜日 発行
1月1,890円 郵送料共

目次

- 告示 (※は、県例規集登載事項)
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録 (一一三九・長寿福祉課) ……………一
 - 土地収用法の規定による事業の認定 (一一四〇・土木管理課) ……………一
- 公告
- 土地改良区の役員の退任 (福井農林総合事務所) ……………二
 - 土地改良区の役員の就任 (同) ……………三
 - 土地改良区の役員の退任 (坂井農林総合事務所) ……………三
 - 土地改良区の役員の就任 (同) ……………三
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出 (六五) ……………三
 - 政治団体の届出事項の異動に係る届出 (六六) ……………四
 - 政治団体の解散の届出 (六七) ……………五
 - 資金管理団体でなくなった旨の届出 (六八) ……………五
- 人事委員会訓令
- ※福井県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 (一) ……………六
- 公立大学法人福井県立大学公告
- 公立大学法人福井県立大学 大学案内二〇二一、大学院案内二〇二一制作業務委託に係るプロポーザルの実施……………六

告示

福井県告示第139号
社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 第48条の3に規定する登録喀痰吸引等事業者を登録したので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年9月6日

- 1 事業所の名称 福井県知事 杉本 達治
シルバークアア九頭竜
- 2 事業所の所在地 勝山市平泉町岩ヶ野第42号61番地
- 3 事業者の名称 社会福祉法人九頭竜厚生事業団
- 4 登録年月日 令和元年8月27日
- 5 サービスの種類 サーマービスの種類
介護老人福祉施設
- 6 実施する行為 口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 7 登録番号 181110294
- 1 事業所の名称 シルバークアア九頭竜
- 2 事業所の所在地

勝山市平泉町岩ヶ野第42号61番地

- 3 事業者の名称 社会福祉法人九頭竜厚生事業団
- 4 登録年月日 令和元年8月27日
- 5 サービスの種類 サーマービスの種類
- 6 短期入所生活介護
- 7 実施する行為 口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養

登録番号 181110295

福井県告示第140号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 以下「法」という。) 第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月6日

- 1 起業者の名称 福井県知事 杉本 達治
- 2 事業の種類 ラニイ福井貨物株式会社
- 3 事業の種類 ラニイ福井貨物株式会社福井支店移転工事
- 4 起業者の名称 福井県知事 杉本 達治
- 5 事業の種類 ラニイ福井貨物株式会社
- 6 事業の種類 ラニイ福井貨物株式会社福井支店移転工事
- 7 起業者の名称 福井県知事 杉本 達治
- 8 事業の種類 ラニイ福井貨物株式会社
- 9 事業の種類 ラニイ福井貨物株式会社福井支店移転工事

1 法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、「ラニイ福井貨物株式会社福井支店移転工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、一般貨物自動車運送事業に係る特別積合せ貨物運送 (以下「特積運送」という。)を行うラニイ福井貨物株式会社の福井支店に係る移転工事であり、法第3条第9号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2 法第20条第2号の要件への適合性
起業者は、取締役会において、本件事業の実施および係る費用に対する財源の確保を決議している。このことから、事業を遂行する意思および経済的能力を有していると認められる。

また、起業者は、本件事業に係る一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請について、認可権者である国土交通省中部運輸局から、施設の使用権原を証する書類を除き、変更認可に支障がない旨の回答を得ていることから、事業を遂行する実質的能力も有していると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3 法第20条第3号の要件への適合性
(1) 得られる公共の利益

ラニイ福井貨物株式会社福井支店では、北陸、関西、中京および関東の各方面に8路線の特種運送を行っており、最大で1日当たり25便の運送を行うなど、福井県内の経済活動および発展に寄与している。
しかし、現在の取扱貨物量に対して

荷捌き場等の施設が狭小であり、特に朝夕の貨物の搬入が集中する時間帯においては、限られた時間内に貨物の仕分けおよび積載を行う必要があることから、貨物破損等の事故が頻発している。

また、日常的に一定量の集荷依頼を断っている状況もあり、不特定多数の荷主から集荷した貨物を積み合わせ、各都市に設置された事業場間を定期的に運航する特積運送事業者としての役割を果たすことに支障が生じている。

本件事業の実施により、将来の需要増加にも対応できる広さを確保した荷捌き場等の施設が整備されることに伴い、施設内での貨物破損等の事故の減少や、取扱貨物量の増加に伴う集荷依頼を断る件数の減少が見込まれる。

さらに、現在、国土交通省および経済産業省が実現に向けて準備を進めている高速道路でのトラック隊列走行について、起業者も将来的に導入を検討しており、実現すれば、これまで以上に不特定多数の荷主に対して、高度な物流サービスの提供が可能になり、福井県内の経済発展に大きく寄与するものと見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業地およびその周辺における環境への影響については、起業者が福井県安全環境部環境政策課に確認したところ、環境影響評価法（平成9年法律第81号）および福井県環境影響評価条例（平成11年福井県条例第2号）に

基づく環境影響評価は必要ない旨の回答があり、また、起業者が福井県安全環境部自然環境課に確認したところ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）で指定される種の生息はない旨の回答があったことから、影響は軽微であるものと見込まれる。

埋蔵文化財への影響については、起業者が福井市教育委員会に確認したところ、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第95条第1項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地「和田中町遺跡」に含まれている旨の回答があったが、同委員会と協議の上、試掘や記録保存等の必要な措置を講ずることとしていることから、埋蔵文化財への影響は軽微であると見込まれる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、候補地3箇所について検討が行われている。申請案は、既存集落に隣接しておらず、福井市中心部で集配してきたトラックが一般国道158号から左折して敷地に入るため、交通事故の発生は抑えられる。また、福井市中心部との距離が最も近く、交通便利性も高いことに加え、洪水による浸水のおそれがない地域でもある。なお、事業費も最も安価である。これに対して、第2案は、既存集落に隣接しており、福井市中心部で集配してきたトラックが一般国道158号から右折して敷地に入るため、交通事故が発生する

おそれがある。また、申請案と比べて、福井市中心部との距離が遠いことから、交通便利性が低い。また、第3案は、福井市中心部で集配してきたトラックが一般国道416号から右折して敷地に入るため、交通事故が発生するおそれがある。また、福井市中心部との距離が遠いことから、交通便利性も低いことに加え、洪水による浸水のおそれがある地域である。よって、社会的、技術的および経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、荷捌き場等の施設が狭小であることに起因した貨物破損等の事故が頻発しており、日常的に一定量の集荷依頼を断っている状況もあり、特積運送事業者としての役割を果たすことに支障が生じている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要最小限の範囲

であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであり、したがって、使用の範囲は異なることからも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、または使用するための必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
福井市役所都市戦略部都市計画課

公 告

社江守土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和元年8月19日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元年9月6日

| 役員名 | 氏 名 | 住 所 | 達 治 |
|-----|--------|---------------|-------|
| 理 事 | 廣瀬 直和 | 福井市江守中1丁目808 | 杉本 達治 |
| 〃 | 山崎治左衛門 | 福井市南江守町6-14 | |
| 〃 | 尾竹 敏明 | 福井市西谷町12-35 | |
| 〃 | 東 守 | 福井市別所町10-4 | |
| 〃 | 田端 良市 | 福井市舞屋町12-306 | |
| 〃 | 齊木 昭彦 | 福井市種池1丁目1610 | |
| 〃 | 野村 昭一 | 福井市花堂北2丁目19-3 | |
| 〃 | 辻 正一 | 福井市大町9-15 | |
| 〃 | 上田 耕司 | 福井市下六条町34-12 | |

〃 平田 哲吾 〃 山室5-13
監 事 佐藤 清美 〃 柿原42-23

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月6日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

監 事 西尾 勝治 〃 三国町浜地32-25
理 事 桑島 健 〃 あわら市井江葎73-25
〃 坂井 幹夫 〃 牛山14-8
〃 北浦 博憲 〃 北潟28-13-1
〃 加藤 利夫 〃 北潟128-15-2
〃 北出 儀明 〃 波松10-12-乙
監 事 朝倉 邦男 〃 城6-5
理 事 大宮 正裕 〃 花丸丁1321
〃 山口 義雄 〃 柿原43-8
〃 亀田 和幸 〃 細呂木26-12
〃 幸川 興一 〃 滝22-5
〃 平田 哲吾 〃 山室5-13
監 事 出口 茂利 〃 山十楽8-19-1

坂井北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和元年7月30日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元年9月6日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 齊藤 恵治 坂井市三国町池上26-10
〃 辻 富美雄 〃 三国町加戸56-13
〃 平野長右エ門 〃 三国町嵩36-8
〃 増田 郁雄 〃 三国町平山56-2
監 事 西尾 勝治 〃 三国町浜地32-25
理 事 辻村 文雄 あわら市井江葎19-32
〃 寺下 堅司 〃 二面14-82
〃 北浦 博憲 〃 北潟28-13-1
〃 加藤 利夫 〃 北潟128-15-2
〃 朝倉 邦男 〃 城6-5
監 事 谷川 光雄 〃 波松28-81
理 事 渡邊 正春 〃 菅野26-11
〃 朝倉 忠司 〃 清王13-4
〃 伊藤 和弘 〃 指中16-16
〃 長谷川利三 〃 青ノ木16-19

監 事 辻 義則 福井市大町19-20
〃 山崎 巖 福井市西谷町13-2
〃 伊川 憲邦 福井市南江守町13-22

社江守土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和元年8月20日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元年9月6日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 廣瀬 直和 福井市江守中1丁目808
〃 竹内 敏也 福井市南江守町52-31
〃 辻 義則 福井市大町19-20
〃 尾竹 敏明 福井市西谷町12-35
〃 東 守 福井市別所町10-4
〃 野村 昭一 福井市花堂北2丁目19-3
〃 向坂 浩治 福井市舞屋町9-315
〃 坪川 幸一 福井市種池1丁目301
〃 上當 敏史 福井市下六条町22-24
監 事 山崎 巖 福井市西谷町13-2
〃 伊川 憲邦 福井市南江守町13-22
〃 齊川 公一 福井市下六条町9-20

坂井北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和元年7月29日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元年9月6日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 齊藤 恵治 坂井市三国町池上26-10
〃 西尾 貴 〃 三国町加戸100-15
〃 増田 郁雄 〃 三国町平山56-2
〃 八木 仁司 〃 三国町西谷9-5-1

(政党の支部)

(1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

| 届出年月日 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------|-----------------|--------|----------|-----------------|
| 令和元年7月31日 | 自由民主党福井県勝山市第一支部 | 田中 三津彦 | 島田 義洋 | 勝山市北郷町東野17-31 |
| 令和元年8月8日 | 自由民主党福井県鯖江市第三支部 | 山本 建 | 五十嵐 正樹 | 鯖江市水落町1丁目5-32-5 |

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

| 届出年月日 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------|---------|--------|----------|--------------|
| 令和元年7月26日 | 黒川浩一後援会 | 野坂 正義 | 黒川 登美子 | 福井市成和1丁目1120 |

福井県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月6日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

| 異動年月日 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異動内容 | |
|------------|-------------------|--------|-------|--------|--------|
| | | | | 新 | 旧 |
| 平成31年3月25日 | 稲田朋美和田地区後援会 | 南出 吉彦 | 会計責任者 | 野村 栄次 | 松井 玲子 |
| 令和元年5月1日 | 齊木武志後援会 | 齊木 武志 | 会計責任者 | 鎌田 親彦 | 松田 耕治 |
| 令和元年6月20日 | 自由民主党福井県歯科医師支部 | 山本 有一郎 | 代表者 | 山本 有一郎 | 齊藤 愛夫 |
| 令和元年6月20日 | 福井県歯科医師連盟 | 山本 有一郎 | 代表者 | 山本 有一郎 | 齊藤 愛夫 |
| 令和元年7月1日 | 自由民主党福井県ピルメソナンス支部 | 木下 雅俊 | 会計責任者 | 下中 拓哉 | 長谷川 朋弘 |

次のとおり告示する。

令和元年9月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| | | | | | |
|-----------|---------------|-------|------------|-------------|-------------|
| 令和元年7月1日 | 日本農業政治連盟福井県支部 | 師田 泰伸 | 代表者 | 師田 泰伸 | 小笠原 良一 |
| 令和元年7月11日 | 三國真弓後援会 | 三國 雅洋 | 名称 | 三國真弓後援会 | はっとりまゆみ後援会 |
| 令和元年7月12日 | 西川一誠後援会連合会 | 勝木 健俊 | 会計責任者 | 橋本 浩 | 佐々木 博 |
| 令和元年7月18日 | 八木秀雄後援会 | 山下 英治 | 代表者 | 山下 英治 | 齊藤 愛夫 |
| 令和元年7月24日 | たきなみ宏文大野後援会 | 稲山 幹夫 | 主たる事務所の所在地 | 大野市中野町1-5-6 | 大野市友江12-7-1 |

福井県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| 解散年月日 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 |
|-----------|--------------|--------|
| 令和元年6月30日 | 紀翔会 | 竹中 善一 |
| 令和元年6月30日 | 中村紀明後援会 | 川上 究 |
| 令和元年7月14日 | 「敦賀を明るく照らす会」 | 川口 恭一 |
| 令和元年7月14日 | 「北條正」後援会 | 北條 正 |
| 令和元年7月24日 | 西川一誠後援会連合会 | 勝木 健俊 |
| 令和元年7月25日 | 石井みどり福井県後援会 | 齊藤 愛夫 |
| 令和元年7月25日 | 西村まさみ福井県後援会 | 齊藤 愛夫 |
| 令和元年8月2日 | 三誠会 | 別所 治 |
| 令和元年8月2日 | 別所おさむ後援会 | 鈴木 勝 |

福井県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定により、

| | | |
|------------------|-----------|-----------------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体 でなくなくなった年月日 |
| 北條 正 | 「北條正」後援会 | 令和元年7月14日 |
| 別所 治 | 三誠会 | 令和元年8月2日 |

人事委員会訓令

福井県人事委員会訓令第1号

福井県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月6日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福井県人事委員会事務局処務規程（昭和44年福井県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第4条を次のように改める。

（事務局長の専決事項）

第4条 事務局長の専決事項は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定による労働基準監督機関の職権の行使のうち軽易かつ定例的な事項に関することとする。

2 前項に規定するもののほか、事務局長の専決事項については、福井県事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第3号）別表の副部長専決事項の例による。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条中「次長または次長補佐」を「専決した者」に改め、「特に」の次に「人事委員会または」を、「整理して」の次に「人事委員会または」を加え、同条を第7条とし、第

4条の次に次の2条を加える。

（次長または次長補佐の専決事項）

第5条 次長または次長補佐の専決事項については、福井県事務決裁規程別表の課長専決事項または課長補佐専決事項の例による。

（重要事項等の専決の制限）

第6条 専決をすることができる者は、専決事項が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、人事委員会の議決または上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 取扱上異例に属し、または先例になると認められるとき。
- (3) 疑義または重大な紛争があるとき、または処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) あらかじめその処理について、特に人事委員会または上司の指示を受けたとき。

附 則

この訓令は、令和元年9月6日から施行する。

公立大学法人福井県立大学公告

公立大学法人福井県立大学 大学案内2021、大学院案内2021制作業務について、提案書の提出を求めているので、次のとおり公告する。

令和元年9月6日

公立大学法人福井県立大学
理事長 山田 賢一

- 1 提案書の提出に係る事項
- (1) 業務名

公立大学法人福井県立大学 大学案内

2021、大学院案内2021制作業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和2年4月30日まで

(3) 業務内容

公立大学法人福井県立大学 大学案内2021、大学院案内2021制作業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(4) 提案上限金額

7,800,000円（消費税および地方消費税を除く。）

2 提案書を提出できる者に必要な資格

提案書を提出することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき事務局長が定める競争参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 受審資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県内に本社または支店等の制作拠点がある者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員また

はその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供給するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 平成26年度以降において、本学が令和元年6月に発行した大学案内2020に相当する頁物の印刷物を制作(企画およびデザインを含む。)した実績を有する者であること。

(7) この業務の実施について、その体制が十分であり、迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

3 実施要領の交付等に関する事項

(1) 実施要領の交付場所、契約条項を示す場所の名称および所在地ならびにこのプロポーザルに関する問合せ先
〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学企画広報室

電話 0776-61-6000

(2) 実施要領の交付は上記の場所で行うほか、本学ホームページで公開する。

4 受審資格の確認に関する事項

(1) 提案書の提出をしようとする者は、所定の参加申込書に必要書類を添えて受審資格の確認の申請をしなければならない。

(2) 参加申込書の提出期限

令和元年9月18日(水) 16時

(3) 参加申込書の提出方法

持参または郵送すること(郵送の場合は提出期限までに到着すること。)

(4) 参加申込書の提出先

3(1)に同じ

5 審査会の実施に関する事項

(1) 日時

令和元年10月11日(金)

なお、各社の時間割については別途通知する。

(2) 場所

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス本部棟

6 受託予定者の選定に関する事項

5の審査会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められた者を受託予定者とする。

7 その他

(1) 提案資格の喪失

実施要領による。

(2) 契約書作成の可否

要

(3) 契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取

扱細則第38条の規定による。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関し必要な事項は、実施要領による。

令和元年九月六日印
令和元年九月六日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市文京一丁目十九一二十

福井県
高桑印刷(株)

☎ 六三三二番